

平成28年7月20日

「知カード」の払戻し終了について(平成28年7月20日)

MUニコス・ビジネスサービス株式会社

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく「知カード」の払戻し手続は、平成23年6月9日をもって終了いたしました。

また、そこから更に5年が経過しておりますので、民事上のご請求権に基づく「知カード」の払戻しも、消滅時効の完成により終了させていただきました。何卒ご了承下さいますようお願い申し上げます。

以上